

氏 名	広 原 盛 明 ひろ はら もり あき
学 位 の 種 類	工 学 博 士
学 位 記 番 号	論 工 博 第 660 号
学位授与の日付	昭 和 49 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	居住環境計画における居住者要求の発展過程に関する研究

論文調査委員 (主 査) 教授 西山 卯三 教授 巽 和 夫 教授 増田 友也

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、現在深刻化しつつある居住環境の破壊をくい止め、これに一定の改善を加え、さらに次の飛躍的な再開発を可能とする条件をつくりだすために、いわゆるコミュニティ・レベルの地域を対象とした居住環境計画を地域住民の主体的な参加をもとに樹立していくという立場から居住環境計画における居住者要求の発展過程を追跡した研究をとりまとめたもので、5篇10章よりなっている。

第1篇は第1章および第2章よりなり、これまでの住宅計画学において、居住者の住要求がどのように位置づけられてきたかを4つの歴史的段階に区分して概括し、各々の段階における住要求の発展過程を明らかにしながら、現段階の住要求の特質に対応した居住環境計画の研究課題についてのべている。

第1段階は、労働者・農民など国民大多数の住要求が生活難一般の中に埋没して顕在化せず、また住宅計画学の対象としてとりあげられることのなかった戦前までの時期、第2段階は西山卯三の住み方研究により庶民住宅における「食寝分離」などの住要求が発見され、それが住宅計画学の基礎として位置づけられた戦時中の時期、第3段階は、公的住宅の供給にはじまる戦後の住宅行政の一定の展開の中で「就寝分離」「公私室分離」など一連の住要求が顕在化し、それらが住宅計画学の研究を通して公共住宅の計画基準・標準設計として結実した時期、第4段階は広汎な環境破壊に直面して個々の居住者の住要求が、住宅およびそれを取りまく居住環境全体に拡大し、地域住民共通の住要求として系統化される中で居住者自らが、自らの居住する地域を住みよい居住環境につくりあげていこうとして、住宅計画学に新たな展開を迫っている現在にいたる高度経済成長期——の4段階である。

第2篇(第3章及び第4章)は計画住宅地における町づくり運動をとりあげ、その典型例として戦後の住宅計画学の成果を結集して開発された千里ニュータウンを対象として、計画理論とその適用結果の矛盾およびその過程で生じた住民運動を調査・分析することにより、まず居住者の行動圏・生活圏の拡大にともない居住地施設の一定の集約化・大規模化の必要性が生ずることを指摘するとともに、千里ニュータウンの基本空間単位である近隣住区が居住者の自治圏としての機能を果していることを高く評価し、さらに

生活圏と自治圏の概念を明確に区別しながら、これらのより有機的な再編成の必要性を論じている。

第3篇（第5・6章及び第7章）は従来住宅計画学の成果を必ずしもそのまま適用できなかった既成市街地における町づくりをとりあげ、日照妨害、交通事故、子どもの遊び場不足など、当面する典型的な環境問題の実態を調査・分析することにより、第1に日照は居住環境の総合指標であるが故に日照妨害は居住者の住生活の全局面に重大な被害をもたらしていること、第2に市街地での自動車通行が子どもの地域生活の破壊をもたらしており、自動車の交通規制について居住者の合意の形成がみられること、第3に学校の開放は子どもの遊び場の確保に一定の役割を果たしているが、子どもの発達にとって学校生活から独立した広い遊び場が必要であることなどを明らかにし、既成市街地に於ても近隣住区規模の空間が当面の居住環境の改善にとって、また将来の再開発のためにも基本的な居住環境単位になり得ることをのべている。また補論として京都の市電をまもる運動について、町づくりの観点からみたその意味を明らかにしている。

第4篇の第8章および第9章は、現在我が国でもっともすぐれたまちづくり運動をすすめている神戸・丸山地区の調査研究を通して、地域の居住者が居住環境の改善や計画に関して総合的で系統的かつ計画的な能力をもちうることを実証し、次いで将来の居住環境計画体制がイタリアのボローニア市にもみられるような、居住者により多くの行財政権限を移譲する地区分権的制度にもっともよく調和することを論じている。

結論の第10章は、以上のしめくりとしてコミュニティ・レベルの地域を対象とする居住環境計画が居住者の主体的参加を可能とする近隣住区規模の自治圏を基礎に発展する生活様式にこたえうるだけの居住地施設の配置が可能であるような生活圏の環境計画であり、居住者の創意が直接的にもっともよく反映されるような環境であることをのべ、さらにこれら一連の計画の発展が、今後、住宅の更新を含む抜本的な再開発につらなることを展望している。

論文審査の結果の要旨

住宅難に集中的に表現されている我が国の低劣な居住状態は、そのもとに形成された都市や居住地の構造とも密接にむすびついているが、その改善は居住者の主体的な要求に依拠しつつ進展されなければならないことはいうまでもない。住宅計画に対しては、居住者の居住の実態に内在する法則性を探求してこれを計画の原則としていく段階から、居住者の住宅に対して求める主体的要求を明確にしていく段階へと研究の発展が要望されてきたが、そのような居住者の主体的な生活空間づくりへの要求と運動が、戦後の民主主義の発展と高度経済成長による居住環境の急速な悪化を契機として、居住環境の保全と改善に対する住民運動としてあらわれて来たことに著者は注目し、生活空間計画の理論をいっそう進展させるため個々の住宅よりも拡大された居住地レベルの問題をとりあげ、居住地環境の改善において居住者の要求がどのように発展していくものであるかを、さまざまな町づくり運動における典型的事例をとりあげて追究し、住宅及び都市計画が住民の主体的要求にもとづいて発展させられる場合の計画理論の構築をこころみている。

この研究で著者が明らかにした知見の主なものは次の通りである。

- (1) 広域的な都市計画と建築レベルの住宅計画との中間に位置するコミュニティ・レベルの地域を対象

とする居住環境計画が明確な対象としてとりあげられるべきこと、それは従来の住宅計画学の新しい発展段階を意味するものとして必然性を有することを明らかにした。

(2) 居住環境計画の成立する空間は、これを居住者がその地域の計画・管理・運営について自治的なとりくみを可能とする自治圏と居住者の生活行為が一定のまとまりをもって展開される生活圏として分離してみることが必要であるが、同時にそれが統一した構造をもつものであり、これを居住環境計画の基本単位空間としてみるべきことを明らかにしている。

(3) この基本単位空間を基礎として、ニュータウンにおいても、既成市街地においても、居住者の主体的な居住環境改善の行動、町づくり運動が発展しつつあることを明らかにし、特にこの種の運動の代表的な実践例ともいうべき、神戸市丸山地区の町づくり運動について、なお発展段階にあるが、その発展の経過とこれが提起している問題を総括し、これを地域計画学の立場から検討すべき課題として提起している。

(4) また既成市街地における居住環境の維持に関連する日照問題について、日照は開放空間のもたらす陽光・通風・眺望・プライバシーなどさまざまな自然環境の総合指標であるとして、その構造を解明している。

(5) 既成市街地の居住環境改善の重要な柱である子どもの遊び場の確保について、自動車交通を規制した道路空間の解放が有効であり、また学校校庭の開放も積極的な役割を果たしていることを明らかにしている。

これを要するに本論文は従来住宅計画、都市計画がとりあげることの少なかった両者の中間領域ともいうべきコミュニティ・レベルの空間計画について、住民の主体的な改善意欲に依拠しつつその向上発展をすすめるための現実の方法及び理論を解明したものであって、学術上、實際上寄与するところが大きい。

よって、本論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。